

地域計画の実行による担い手への農地集積・集約化に関する推進方針

令和 8 年 3 月
静岡県経済産業部
(一社)静岡県農業会議(農業委員会ネットワーク機構)
(公社)静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)
静岡県農業協同組合中央会
静岡県土地改良事業団体連合会

1 背景

高齢化や人口減少を背景に農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化には、担い手への農地集積・集約化が必要です。

令和5年の農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」という。)等の改正によって、市町における農地利用の将来像を明確化する地域計画の策定が位置付けられ、本県では、34市町242地域において策定されました。

市町、農業委員会及び関係機関の協力によって、地域計画の区域に含まれた農用地等の約4割において将来の耕作者が明確化されましたが、残り約6割では明確になっていないのが現状です。

このため、地域農業の実態に応じて地域計画を随時更新(年1回以上)し、将来の耕作者を明確化するなど完成度を高めていく取組(以下「ブラッシュアップ」という。)や、農地中間管理事業を活用した農用地等の貸借による地域計画の実行が求められています。

(参考) 地域計画の策定状況(令和8年1月末時点)

| 策定市町、 地域数 | 策定面積 | 農業を担う者が明確に なった面積 | | 農業を担う者が明確に なっていない面積 |
|---------------|--------------------|---------------------|---------------------|------------------------|
| | | | うち担い手 | |
| 34市町 242地域 | 58,098ha (100%) | 25,264ha (43.5%) | 19,552ha (33.7%) | 32,834ha (56.5%) |

2 対応方針

行政、農業委員会、(公社)静岡県農業振興公社(以下「農地バンク」という。)、JAグループ、土地改良区の5者※が連携を密にして地域計画のブラッシュアップや実行により、「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げる担い手への農地集積65%(R17年)を目指して農地集積・集約化の推進に取り組みます。

そのために、以下の考え方に基づいて推進を図り、具体的な取組を実施します。

※5者とは、行政(県、市町)、農業委員会(県農業会議、市町農業委員会)、農地バンク、JAグループ(JA中央会、各JA)、土地改良区(県土連、各土地改良区)の県内の地域計画に係る関係者を指します。また、後述する5団体は、5者のメンバーのうち、県、県農業会議、農地バンク、JA中央会、県土連を指します。

(1) 推進体制の構築

- ・5者が一丸となり、県域段階、広域段階、市町段階それぞれの推進体制を構築して取り組みます。

(2) 農業者等による協議の場の設置（農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域の取りまとめ）

- ・5者は、中長期的な視点で農業の将来の在り方等を協議するために、策定された地域計画を基に幅広く関係者の意見を集め、市町が設置する農業者等による協議（地域の話し合い）に継続して参加します。

(3) 地域計画のうち目標地図の更新

- ・農業委員会は、将来構想図（地域計画ブラッシュアップ・実行のイメージを参照）を集積・集約化の指針として、将来の耕作者を明確化するために、目標地図の素案の作成・随時更新を行います。
- ・農業委員会は、出し手・受け手の意向等の把握を行い、直ちに貸付けを行う意向のある農用地等の出し手と受け手の調整を図った上で、目標地図の素案を更新し、市町へ提出します。
- ・受け手が見つからない農用地等は、農業委員会が引き続き受け手の調整を図り、調整が整った際は、随時、目標地図の素案を更新し、市町へ提出します。
- ・また、出し手・受け手の意向等の把握の一環として、農業委員会は、J A生産部会や茶工場、土地改良区等から、現在の耕作者や今後の意向を把握し、目標地図の素案に反映します。

(4) 地域計画の実行（農用地利用集積等促進計画の策定等）

- ・目標地図に表示された出し手と受け手に基づいて、市町は農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）の案の作成、農地バンクは促進計画の策定を行います。
- ・5者は、地域の課題解決のために、基盤整備事業、各種補助事業等を活用・推進します。

(5) 地域計画の作成・実行に関するデジタルトランスフォーメーション（DX）

- ・5者は、地域計画の作成・実行が効率的に行われるように、デジタル地図（eMAFF 地図・水土里 GIS など）などデジタル技術の活用を推進します。

<地域計画ブラッシュアップ・実行のイメージ>

ステップ1：地域計画のブラッシュアップ①

～目標地図を土台に地域農業の将来（将来構想図）について話し合い～

5者は、地域の現状や課題を基に地域農業の将来像について地域における話し合いを実施
 (例) 水田を畑地化する、基盤整備事業で大区画化しつつ担い手に集約する、
 担い手不在のため地域外の担い手を呼ぶ etc

→結果を地域計画のうち文章部分・将来構想図に反映する

<現状>

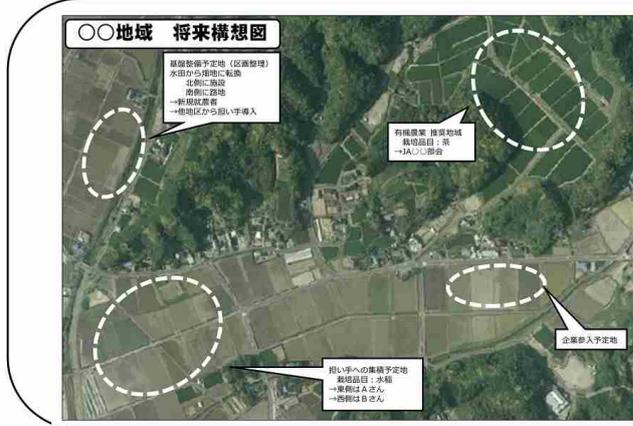
<目標地図>

<将来構想図>

| | | | | | | | |
|----------------|----------------|--|----------------|----------------|--|-----------------|-----------------------------------|
| 担い手A (拡大意向) | 担い手B (離農予定) | | 担い手A (拡大意向) | 担い手B (離農予定) | | 担い手A 拡大希望エリア | 基盤整備 ↓ 外部から 担い手 受入エリア |
| | | | | | | | |

目標地図＝現状となっており、
農業を担う者が位置付けられて
いない地区も多くみられる

※空白は農業を担う者が不在の農地



●将来構想図とは？
話し合いの結果に基づき、10年後の農利地用の在り方を記載
 (例)
 ・担い手ごとに農地を集積・集約するエリア
 ・エリアごとの作付け品目や有機栽培等の栽培方法
 ・基盤整備や各種補助事業の活用、畑地転換
 ※目標地図は農地の権利移動手続きに直結する、直近の農地利用の在り方を図示

ステップ2：地域計画のブラッシュアップ②

～将来構想図に基づき目標地図の更新～

農業委員会は、将来構想図の実現を目指して、農地の出し手と受け手の意向把握を十分に行い、意向が更新された場合は、目標地図の変更素案を作成し、市町に提出
 (例) 地権者の意向調査、耕作者の意向調査、地権者と耕作者の意向
 貸借条件等の調整 etc

→市町は、結果を地域計画のうち目標地図に反映する

<現状>

<目標地図>

<将来構想図>

| | | | | | | | |
|----------------|----------------|--|------|------|--|-----------------|-----------------------------------|
| 担い手A (拡大意向) | 担い手B (離農予定) | | 担い手A | 担い手A | | 担い手A 拡大希望エリア | 基盤整備 ↓ 外部から 担い手 受入エリア |
| | | | | | | | |

担い手Aを耕作者として
位置付け

- ・将来構想図を使用し、関係者で将来の農地利用の在り方を共有。関係者はそれぞれ、将来の農地利用の在り方に現場が近づくように取組を行う
- ・例えば、上記の例では、離農予定の担い手Bの農地を担い手Aにマッチングし、目標地図に反映する

ステップ3：地域計画の実行

市町が中心となりステップ2の目標地図に基づき、

- ・市町が促進計画の案を作成～農地バンクが決定～県が認可
- ・基盤整備事業や各種補助事業等により、地域、担い手に対して必要な支援を実施

→農地集積・集約化の実現

<現状>

| | | |
|------------------|------|---------|
| 担い手A | 担い手A | 基盤整備実施中 |
| 目標地図に基づき、担い手Aに貸借 | | |

<目標地図>

| | | |
|------|------|--|
| 担い手A | 担い手A | |
| | | |
| | | |

<将来構想図>

| | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 担い手A 拡大希望エリア | 基盤整備 ↓ 外部から 担い手 受入エリア |
| 担い手以外 耕作継続予定エリア | |

目標地図に基づき、

- ・農地バンク事業を活用して担い手への貸借等を実施
- ・基盤整備事業の実施

ステップ4：継続的な地域計画のブラッシュアップ・実行

ステップ1～3を繰り返し継続することで、目標地図及び現状を将来構想図に近づける

→地域農業の効率化を実現

<現状>

| | | |
|------|------|--------|
| 担い手A | 担い手A | 隣町の法人C |
| 担い手A | 担い手A | 隣町の法人C |
| | | 隣町の法人C |

<目標地図>

| | | |
|------|------|--------|
| 担い手A | 担い手A | 隣町の法人C |
| 担い手A | 担い手A | 隣町の法人C |
| | | 隣町の法人C |

<将来構想図>

| | |
|--------------------|----------------------|
| 担い手A 拡大希望エリア | 外部から 担い手 受入エリア |
| 担い手以外 耕作継続予定エリア | |

- ・地域で話し合った将来構想図を実現し、地域農業の効率化を実現。
- ・時勢の変化等により将来あるべき姿は変わるため、継続的な話し合いにより地域計画のブラッシュアップを続ける。

3 令和8年度における5団体の取組内容

(1) 推進体制の構築

5者が一丸となって取組を推進するため、県域段階、広域段階、市町段階それぞれの推進体制を構築します（取組内容の詳細は別紙1参照）。

| 区分 | 取組内容 | 構成員 |
|------|--|--|
| 県域段階 | <ul style="list-style-type: none"> 「5者農地検討会」を開催し、各組織による連携体制を構築 県域の推進方針の策定、具体的な進め方の手引等の策定 農林事務所を通じ、定期的に各推進チームの取組状況を確認し、必要に応じて助言・支援を実施 農林事務所を通じ、農地利用の最適化に関する取組事例をとりまとめ、関係機関へ情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> ◎県(本庁) ○県農業会議 ○農地バンク ○JA中央会 ○県土連 |
| 広域段階 | <ul style="list-style-type: none"> 「地域連絡会議」を開催し、推進チームの取組を継続的に支援 各推進チームの取組状況の確認、課題の共有、対応策の検討を実施 新たな担い手の確保・育成、所有者等不明農地への対応など、地域の実状に応じた課題対応の取組事例をとりまとめ | <ul style="list-style-type: none"> ◎県(農林事務所) ○市町 ○農業委員会 ○農地バンク ○JA ○土地改良区 等 |
| 市町段階 | <ul style="list-style-type: none"> 地域計画の策定主体となる市町が農業委員会と密に連携した上で、関係機関との「推進チーム(※)」を構成し、以下の取組等を実施 地域計画のブラッシュアップ及び実行について進め方の検討、取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討を継続的に実施 農業者等からの相談窓口を明確化・周知 市町や土地改良区が中心となり、基盤整備の実施に向けて農地の所有者や担い手、地域の関係者等の合意形成を促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◎市町(地域計画) ◎農業委員会(目標地区の素案) ◎農地バンク(農用地利用集積等促進計画) ○県(農林事務所) ○JA ○土地改良区 等 |

※市町段階、広域段階の構成機関は、地区の状況に応じて検討

※◎は主体的な立場、○は参加者を示す。

※推進チーム

市町が組織する、地域農業の振興及び担い手の育成に向けた農地集積を主導するための関係機関（農業委員会、JA、土地改良区、農地バンク、県等）との連携体制のこと。

参照：

「農地バンク事業の一層の推進に向けた関係機関による連携の進め方」（令和2年3月30日付け農業ビジネス課長通知）、農地集約化支援ガイドブック2020（国立研究法人農業・食品産業技術総合研究機構作成）

(2) 農業者等による協議の場の設置

5団体は、農業の将来の在り方等を協議し地域計画のブラッシュアップを行う市町が、「農業者等による協議の場」の設置・開催が行えるよう、引き続き支援します。

① 県取組

県は、地域農業の課題解決、地域計画のブラッシュアップのため、県と市町間で個別に話し合う場を設け、地域の実情に応じた農業の将来の在り方に関する提案を行います。

[提案の例]

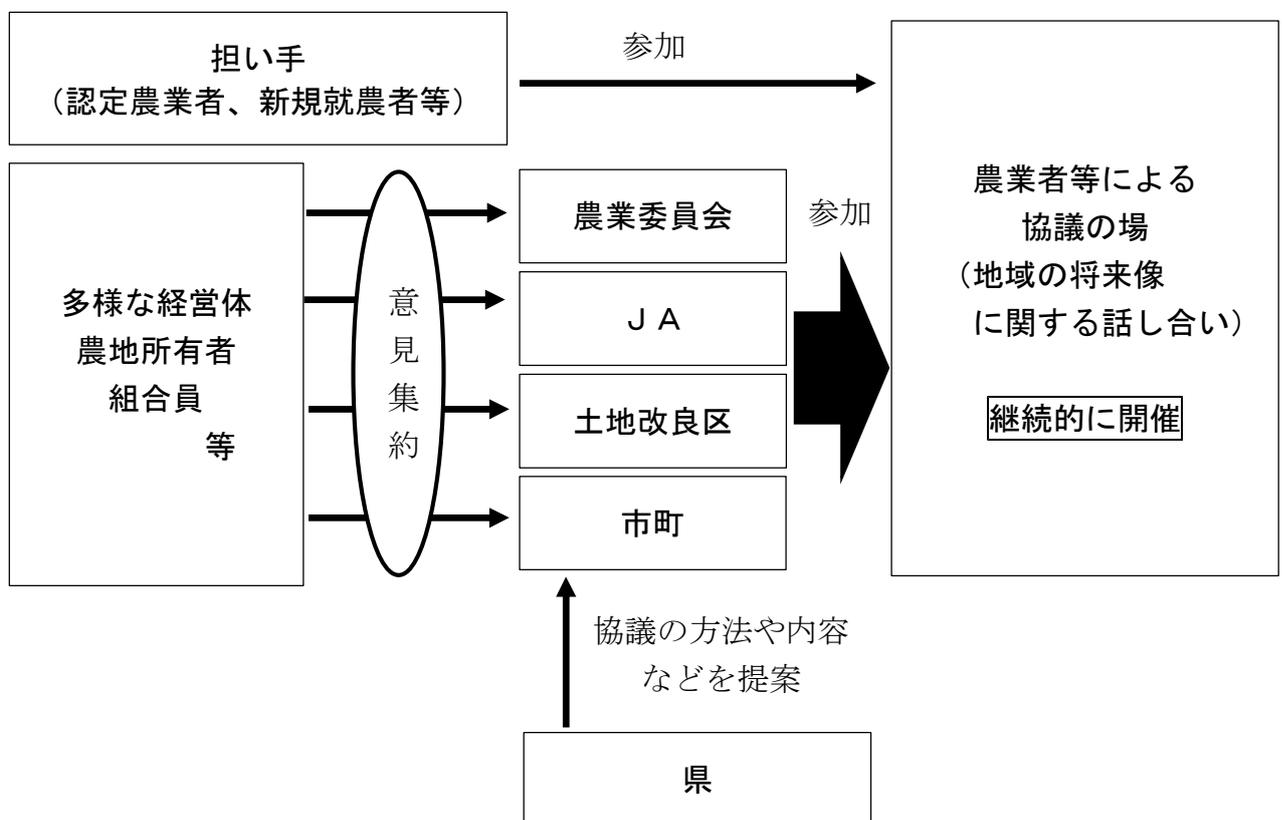
- ・地域で普及を推進する品目、品種、技術等の提案
- ・目標地図に位置付けを希望する農業者（新規就農者、重点支援経営体等）の情報提供
- ・地域計画と連携した各種補助事業の活用の提案
- ・基盤整備事業の実施が望ましい地域の提案
- ・地権者の意向把握を進め、農業法人誘致に取り組む候補地の提案 等

② 県農業会議取組

- ・県農業会議は、地域計画に関わる市町、農業委員会等の担当者が情報交換できる場の設定を行い、農業者等による協議の場を円滑に開催できるように支援します。

③ J A 静岡中央会、県土地改良事業団体連合会の取組

- ・J A 静岡中央会、県土地改良事業団体連合会は、担い手に参加を促すことに加えて、幅広く関係者から意見を集めるため、J A、土地改良区等が組合員の意見を集めた上で、協議の場に参加できるように支援します。



(3) 地域計画のうち目標地図の更新

5団体は、将来の耕作者を明確化できるように、農業委員会における目標地図の素案の更新を支援します。

① 県取組

- ・県は、JA生産部会や茶工場、土地改良区等が耕作者の現状や今後の意向を把握し、農業委員会に伝え目標地図に反映させるための仕組み作りを支援します。
- ・県は、関係機関の担当者を集めて事業調整検討会を開催し、地域計画の変更予定や基盤整備事業など各種事業の実施見込、対象農地、耕作者等の情報を関係者で共有し、円滑に地域計画に反映できるように調整します。

② 県農業会議

- ・農業委員会が農地の出し手・受け手の意向把握及び現況地図の作成・更新の作業を効率的に実施できるよう、県農業会議はタブレット及び農業委員会サポートシステム（ワンデスクシステム）の活用方法に関する研修を実施します。
- ・農業委員会が目標地図の素案作成の作業を効率的に実施できるよう、県農業会議は農業委員会サポートシステム（シミュレーション機能）の活用方法に関する研修を実施します。

③ 県、農地バンク取組

- ・県、農地バンクは、静岡県農業法人誘致推進連絡会の運営を通じて、農業法人と受入候補地を持つ市町とのマッチングを支援します。

④ JA静岡中央会取組

- ・JA静岡中央会は、各JAが、個人情報取扱に配慮しつつ、JA生産部会で策定している「めざす将来像」を市町・農業委員会へ情報提供できるように支援します。

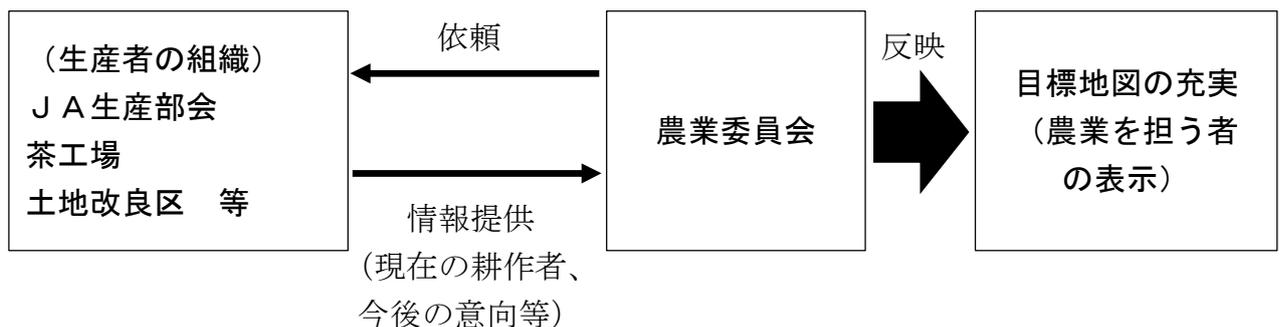


図 JA生産部会等の意向を目標地図に反映する仕組みのイメージ

(4) 地域計画の実行（促進計画の策定等）

5団体は、担い手への農地集積・集約化及び円滑な農地貸借の推進、基盤整備等の地域の課題解決を通じて、地域計画の実行に取り組みます。

① 関係機関の共通の取組（※市町別面積は別紙2参照）

ア 目標面積の設定

| 区分 | 目標面積 | 参考 |
|----------------|-------------|---------------------|
| 農地バンクによる新規集積面積 | 年間 400ha 増加 | 目標面積は静岡県総合計画の目標値を設定 |

イ 計画的な農地バンク事業の実施

- ・5者は、農地バンク事業の活用により地域計画に位置付けられた担い手への農地集積・集約化を推進します。
- ・また、既に担い手に集積されている農用地等について、貸借による担い手への集積が引き続き図られるように、推進体制において契約満期を迎える筆を把握するなど、農業委員会が地権者・耕作者へ働きかけを行えるよう支援します。
- ・さらに、3の(1)の推進体制により、促進計画の作成スケジュールを共有し、計画的に農地バンク事業の実施に取り組みます。

| 区分 | 市町利用権 | J A円滑化 | 農地バンク | 合計 |
|--------------------|-------|--------|-------|---------|
| R 8年度に契約満期を迎える農用地等 | 866ha | 70ha | 803ha | 1,739ha |

※市町利用権は、農用地利用集積計画で貸借した農用地等が満期を迎える面積

※J A円滑化は、農地利用集積円滑化事業で貸借した農用地等が満期を迎える面積

※農地バンクは、農地バンク事業で貸借した農用地等が満期を迎える面積

ウ 基盤整備事業、各種補助事業の活用・推進

- ・5団体は、耕作条件の改善や担い手の生産性向上を目指す地域については、基盤整備事業に関する地域の合意形成を進め、基盤整備事業計画の策定・実施が図られるように支援します。
- ・また、地域の課題解決のために、各種補助事業の活用を推進します。

② 農地バンクの取組

農地バンクが中心となって農地バンク事業の関係機関への説明や、手引き等の作成に取り組みます。

(5) 地域計画の策定・実行に関するデジタルトランスフォーメーション（DX）

- ・5団体は、農業委員会が目標地図の素案を作成する際に、貸付け意向の把握や地図への表示・変更を容易に行えるようにするため、タブレット端末・アプリを用いた意向把握やデジタル地図（基本的にeMAFF地図）などデジタル技術の活用を推進します。
- ・また、土地改良区等が地域計画の課題を解消する基盤整備事業等へ円滑につなげられるよう、デジタル地図（水土里GISなど）の活用を推進します。
- ・農地バンクが中心となり、市町における促進計画の案の作成が効率的に行えるように、事務手続きの簡素化や必要書類の見直しなどに取り組みます。

① 県農業会議の取組

- ・農業委員会が農業委員会サポートシステムやタブレットの意向把握アプリ及び現地確認アプリ等の機能を十分に活用できるように、県農業会議は、研修の実施や相談員の派遣を行います。

② 県農業会議、農地バンクの取組

- ・県農業会議と農地バンクは、市町が効率的に促進計画の案を作成できるように、農業委員会サポートシステムと農地中間管理機構システムのデータ連携について検討・検証を行います。
- ・また、市町、JA向けに農地中間管理事業管理システムの操作方法等に関する研修会を開催し、活用を推進します。

4 地域計画と各種事業や担い手組織との連携

① 基盤整備事業との連携

- ・市町が地域計画で描く将来の農地利用の実現に向け、5者は、農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）など基盤整備事業を活用した基盤整備を推進します。
- ・県農林事務所が、市町、農業委員会及び農地バンクなど基盤整備事業の関係者を集めた「事業調整検討会」を開催し、円滑に基盤整備事業が実施されるように、事業計画策定段階から全体スケジュールの調整・共有、地権者・耕作者への農地バンク事業の説明等関係機関が連携した一体的な推進を図ります。
- ・特に、機構関連事業は、事業申請時にすべての農地を農地バンクが農地中間管理権を有している必要があるため、十分にスケジュールの調整を図ります。
- ・市町や土地改良区、土地改良事業団体連合会は、県及び農地バンクと連携し、基盤整備の実施に向け、農地の所有者や担い手、地域の関係者等の合意形成の醸成を図ります。
- ・5者は、区画拡大等による生産性向上を短期間で実現するため、担い手が直営施工する簡易な基盤整備の実施を推進します。
- ・農地の整備、貸付けを一体的に推進するため、農地バンクは、必要に応じて、耕作条件改善事業等の事業主体となり、農地の集積・集約化の条件整備に取り組みます。

② JAの生産部会との連携

- ・県内JA生産部会で策定している中長期計画「めざす将来像」は、部会員における話し合いによって、今後の産地の目指す姿や、部会員の今後の規模拡大意向等がまとめられているものであり、地域計画のブラッシュアップに活用できる情報です。

- ・ J Aグループは、県内 J A生産部会の「めざす将来像」が、市町・農業委員会へ共有され、地域計画のブラッシュアップ・実行につながるように、関係機関の連携に取り組みます。

③ 補助事業との連携

- ・市町が地域計画で明確にした地域の将来像を実現するため、5者は、活用できる補助事業の情報について、地域の話し合いで積極的に提供します。

④ 次代を担う農業経営体の育成との連携

- ・県農林事務所に設置した農業経営体を伴走支援する普及指導員の専任チームは、農業経営の法人化の支援や、認定農業者、新規就農者等の育成支援を行い、地域計画の実行を支援します。
- ・新規就農者の確保・育成を図るため、静岡県農業経営・就農支援センターを核として関係機関や農地バンクが連携し、就農支援や農地バンクが就農予定農地を中間保有する取組などを検討します。

⑤ 担い手組織等との連携

- ・農地バンクが中心となり、連携協定を締結した担い手組織8団体（静岡県農業経営士協会、静岡県青年農業士会、静岡県認定農業者協会、静岡県農業青年クラブ、静岡県農業法人協会、静岡県農業参入法人研究会、静岡県稲作研究会、J A静岡青壮年連盟）との連携活動を強化するため、これら団体の総会、理事会、研修会などの様々な機会をとらえ、農地バンク事業の周知・理解促進を図ります。

⑥ 農業法人の誘致活動の推進

- ・市町・農業委員会は、協議の場において、新たな担い手の確保・育成のため、地域外の農業法人の受入れを提案します。地域が受入れ意向であれば、受入れ候補地を選定するなど、取組を具体化させます。
- ・県と市町、協力機関により静岡県農業法人誘致推進連絡会を組織し、協力機関等が探索した農業法人と受入れ候補地を持つ市町とをマッチングします。
- ・また、誘致した農業法人については、農業委員会が目標地図の素案に位置付け、地域に定着・規模拡大できるよう、関係機関が連携して支援します。

⑦ 地域計画、農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進

- ・地域計画、農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進を図るため、県、市町、農業委員会、J A、農地バンクなど関係機関は、必要な時に必要な情報が提供できるよう、広報紙やホームページ、リーフレットなどの媒体を活用して継続的な広報を実施します。
- ・また、上記広報や各関係機関が主催・参加する機会を捉え、制度改正や、国、他都道府県の動向、実施事例等の周知を図り、一層の事業理解を促進します。

5 各地域における農地利用の最適化に関する取組事例の作成

県は、令和8年度に以下の取組を推進し、令和8年度末に農地利用の最適化に関する取組事例として取りまとめ、関係者へ共有します。

| 農林 | 取組内容 |
|----------|--|
| 賀茂 | 南伊豆町竹麻地区では、同町へ新たに参入する農業法人が令和8年度にレモン栽培を開始する予定であり、農地中間管理権の設定に関する地元調整や、法人に対する栽培技術支援を行うことで、農地集積・集約を図る。 |
| 東部 | 地域計画の推進は、地域の実情に合わせた方策を見出さないとその継続実施は難しい。このため、市町と意見交換した結果、農業委員会など既存の仕組みを活用して地域計画のブラッシュアップに取り組む案が出てきた。東部農林事務所は市町と連携し、この案を具体化し、東部地区におけるモデル的な取り組みとすることを推進する。 |
| 富士 | 富士宮市柚野地区は中山間の水田地帯であり、農地の遊休化が進んでいるが、農業者を含め地域を盛り上げる取組が活発である。これまで担い手の農地集約や遊休農地解消、作業省力化を支援した。今後は将来方向について、地元キーパーソン、専門家を活用して検討・合意形成を図る。地域振興方策のうち農地の利活用について、地域計画に反映させ実行を支援する。 |
| 中部 | 地域計画更新のモデル地区を設定し、関係機関が協力して地権者・担い手双方の意向調査を行い、担い手への農地集積・集約化を図る。 |
| 志太 榛原 | 藤枝市下之郷地区は地域計画策定のため協議の過程で、水田の生産基盤の改善や主な担い手への農地の集積・集約についての要望があったことから、集積・集約のための調整を行うとともに、基盤整備事業や水田の大区画化を進める事業の活用を検討する。 |
| 中遠 | 白ネギ生産者や農地の減少が進む中で、産地強化のため生産者の経営意向や農地情報の整理が必要となっている。担い手への農地集積・集約化を推進し、白ネギ産地強化や農地有効利用につなげるため、白ネギ生産者の規模拡大・縮小等の意向把握とほ場の地図情報化を進める。 |
| 西部 | 地域の特産である露地野菜において、人手不足が深刻化してきており、これを補うため、省力化が求められている。しかし、小区画のほ場かつ点在していることから、作業効率が低いことが課題となっている。このため、関係機関が連携して、省力化技術の導入検討を行うとともに、生産者の話し合いによる農地集約を推進する。 |

(別紙 1)

推進体制の各関係機関における取組内容

＜市町段階の機関が担う役割＞

| 関係機関 | 内容 |
|-------|---|
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等による協議の場の設定、協議結果の公表 ・ 地域計画の策定・随時更新 ・ 農業委員会、J A、農地バンク及び土地改良区等関係者と、情報共有や担い手への農地集積・集約化に取り組める体制を構築 ・ 農業振興地域農用地区域を概ね網羅した農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定 ・ 農用地等の利用調整に関する話し合いの実情に応じた地域計画の区域の設定 ・ 農業者等からの相談窓口を明確化・周知 ・ 将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いの定期的な開催 ・ 地域計画に基づく促進計画の案の策定 ・ 市町の農用地利用集積計画で貸借していた農用地等が、満期までに新たな受け手が調整され、着実に目標地図に反映されるように、推進チームへの情報共有と進捗管理 ・ 地域計画を実行するため、基盤整備事業や各種補助事業を実施できるよう、地域や地域の農業者、農地所有者等の合意形成の促進 |
| 農業委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標地図の素案の作成・随時更新 ・ 地域の話し合いへの参加及びタブレット端末等の活用による地域内での出し手・受け手の意向確認及び調整 ・ 農地の集約化に向けた土地利用調整を行い、農地バンクへの利用権の設定等を推進 ・ 目標地図の素案を作成するために、農業委員会サポートシステムを最新の情報に更新 |
| J A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・ J A生産部会で策定している中長期計画「めざす将来像」等を踏まえ、組合員の意向を地域計画に反映 ・ 農地バンクと業務委託契約を締結し、地域計画に基づく促進計画の策定支援 ・ 地域計画を実行するため、基盤整備事業や各種補助事業を活用 |
| 土地改良区 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・ 地域における農業生産基盤施設、水利施設及び、取水・配水等の情報提供など ・ 地域計画を実行するため、基盤整備の実施に向けた組合員や地域の合意形成の促進 |

< 県域段階（一部県段階）の機関が行う取組 >

| 関係機関 | 内容 |
|----------------------------------|---|
| 県 | (県庁) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県域段階の関係機関を取りまとめ、県域の推進方針を策定 ・ 推進チームにおける取組状況や課題等について、地域連絡会議等を通じて把握するとともに、5者農地検討会で共有し、課題の解決に向けた検討・支援を実施 ・ 静岡県農業法人誘致推進連絡会を運営し、農業法人の探索や市町とのマッチングを支援することで新たな担い手の確保を推進 ・ 農地利用の最適化に関する取組事例をとりまとめ、関係機関へ共有 ・ 促進計画の認可・公告 |
| | (農林事務所) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連絡会議の開催を通じて、推進チームの取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討 ・ 市町が、農業委員会、JA及び農地バンク等関係者と、情報共有や担い手への農地集積・集約化に取り組める体制を構築するように支援 ・ 満期を迎える市町の農用地利用集積計画や農地バンクの農用地利用配分計画を把握し、市町、農業委員会及び農地バンク等の関係機関を調整 ・ 作物担当等が部会の話し合い等に積極的に参画し、産地計画と地域計画との連携を支援 ・ 県営事業等により区画整理等の基盤整備を実施又は計画中の地域においては、地域計画と基盤整備の事業計画が整合するよう配慮 ・ 地域計画と基盤整備事業など各種事業の連携が円滑に進むよう関係者間の調整を行う場（事業調整検討会）を開催 ・ 基盤整備により耕作条件の改善や担い手の生産性向上を図る地域において、基盤整備計画の策定を支援 ・ 農業法人の誘致が円滑に進むよう市町を支援するとともに、誘致後は農業法人の定着・規模拡大を支援 ・ 関係機関と連携して農地利用の最適化に関する取組事例を作成 |
| (一社) 静岡県農業会議 (県農業委員会ネットワーク機構) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局等を対象にした研修会を開催し、地域における円滑な話し合いの実施を支援 ・ 農業委員会が農業委員会サポートシステムやタブレット端末・意向把握アプリ及び現地確認アプリ等の機能を十分に活用できるよう支援 |
| (公社) 静岡県農業振興公社 (農地バンク) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 促進計画の策定、借賃の支払いなどの着実な契約管理 ・ 促進計画の策定に向けて事務手続きの手引を作成 ・ 「人・農地調整員」を配置し、担い手が不足している地域に対して地域外の受け手候補の紹介 ・ 農地の権利移動を担う機関として、地域の話し合いに参加して、農地の権利移動手続きの説明 |
| JA 静岡中央会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ JAグループの取りまとめとして、JAが農業者等による協議の場や農地利用調整の話し合いの場への参加するよう推進 |
| 静岡県土地改良事業団体連合会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区のとりのまとめとして、土地改良区が農業者等による協議の場への参加するよう推進 ・ 市町等による基盤整備事業の計画及び実施等の支援 |

(別紙2) R8年度 農地中間管理事業を活用した農地集積の目標(市町別)

(単位:ha)

| | 農林事務所 | 市町 | ①目標面積 | ②R8年度に契約満期を迎える面積 | | | |
|----|-------|-------|-----------------|------------------|-------|---------|-------|
| | | | 担い手への農地利用集積面の増加 | 円滑化満期 | 利用権満期 | 農地バンク満期 | 合計 |
| 1 | 賀茂 | 下田市 | 0.8 | 0.0 | 0.6 | 0.0 | 0.6 |
| 2 | | 東伊豆町 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0.2 | 0.2 |
| 3 | | 河津町 | 0.4 | 0.0 | 1.1 | 0.2 | 1.3 |
| 4 | | 南伊豆町 | 1.9 | 0.7 | 3.0 | 0.0 | 3.7 |
| 5 | | 松崎町 | 1.4 | 0.0 | 2.7 | 0.0 | 2.7 |
| 6 | | 西伊豆町 | 0.7 | 0.0 | 7.1 | 0.7 | 7.8 |
| 7 | 東部 | 沼津市 | 15 | 1.0 | 26 | 23 | 50 |
| 8 | | 熱海市 | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 0.2 | 0.2 |
| 9 | | 三島市 | 14 | 0.8 | 22 | 27 | 50 |
| 10 | | 伊東市 | 1.4 | 0.0 | 0.6 | 0.2 | 0.8 |
| 11 | | 御殿場市 | 26 | 0.0 | 0.0 | 9.7 | 9.7 |
| 12 | | 裾野市 | 3.0 | 0.0 | 5.7 | 4.3 | 10 |
| 13 | | 伊豆市 | 2.4 | 0.0 | 5.9 | 2.0 | 7.9 |
| 14 | | 伊豆の国市 | 2.5 | 0.7 | 10 | 0.9 | 12 |
| 15 | | 函南町 | 2.4 | 0.0 | 0.0 | 20 | 20 |
| 16 | | 長泉町 | 1.6 | 0.0 | 3.4 | 2.6 | 6.0 |
| 17 | | 小山町 | 9.0 | 0.0 | 0 | 21 | 21 |
| 18 | 清水町 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 19 | 富士 | 富士宮市 | 11 | 0.0 | 4.6 | 31 | 36 |
| 20 | | 富士市 | 24 | 0.4 | 11 | 50 | 61 |
| 21 | 中部 | 静岡市 | 27 | 2.0 | 3.2 | 25 | 30 |
| 22 | 志太 | 島田市 | 9.2 | 2.8 | 53 | 4.4 | 60 |
| 23 | | 焼津市 | 13 | 0.0 | 46 | 35 | 81 |
| 24 | | 藤枝市 | 20 | 0.6 | 25 | 24 | 49 |
| 25 | | 牧之原市 | 27 | 8.9 | 48 | 40 | 96 |
| 26 | | 吉田町 | 3.3 | 0.0 | 12 | 5.8 | 18 |
| 27 | | 川根本町 | 3.0 | 0.0 | 4.2 | 3.0 | 7.2 |
| 28 | 中遠 | 磐田市 | 35 | 4.5 | 106 | 300 | 411 |
| 29 | | 掛川市 | 20 | 24 | 28 | 86 | 138 |
| 30 | | 袋井市 | 30 | 2.9 | 115 | 3.9 | 122 |
| 31 | | 御前崎市 | 12 | 7.2 | 19 | 3.0 | 29 |
| 32 | | 菊川市 | 22 | 11 | 70 | 5.6 | 86 |
| 33 | | 森町 | 8.1 | 0.0 | 15 | 7.4 | 23 |
| 34 | 西部 | 浜松市 | 65 | 2.6 | 202 | 67 | 272 |
| 35 | | 湖西市 | 6.1 | 0.0 | 15 | 0.0 | 15 |
| 合計 | | | 420 | 70 | 866 | 803 | 1,739 |

※各市町への聞き取り結果を元に積算しています。

(参考) 農用地利用集積等促進計画を策定する際の役割分担

(1) 推進体制に関する事項

| 項目 | 内容 | 取組主体 | 関係法令 |
|--------------|---|-------------------------|---------------|
| 地域段階の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 地域段階（農林事務所段階・市町段階）の推進 地域の実情に応じた実務分担の調整 | 県（農林事務所） | — |
| 農地バンク事業の周知 | <ul style="list-style-type: none"> 農業バンク事業の説明、周知 パンフレット等の配布、広報誌等への掲載 地域の話し合い等での紹介 | 農地バンク、市町、農業委員会、JA、県（農林） | — |
| 目標地区素案の作成支援 | <ul style="list-style-type: none"> 農業委員会サポートシステムの活用支援 農業委員会に対し、地域の円滑な話し合いが進められる方法を研修会等により支援 | 県農業会議 | 農業委員会法第43条第1項 |
| 担い手不在農地の情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> 農業委員会から担い手不在農地を情報収集、農地バンク等へ提供 | 県農業会議 | 農業委員会法第52条 |

(2) 実務分担①（地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画の策定）

| 項目 | 内容 | 取組主体 | 関係法令 |
|-------------------|---|---|-----------------|
| 農業者等による協議の場の設置・協議 | <ul style="list-style-type: none"> 農業者等による協議の場の開催、結果の公表 | 市町 | 基盤法第18条 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 農業者等による協議の場への参加 | 農業委員会、JA、農地バンク、土地改良区 | 基盤法第18条 |
| 目標地区の素案作成 | <ul style="list-style-type: none"> 出し手の貸出意向、受け手の規模拡大意向の把握 地元調整、出し手・受け手の調整（両者の合意） | 農業委員会 | 基盤法第20条第2項 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 担い手不在地域における地域外の受け手に関する情報提供 | 農地バンク | 基盤法第20条第3項 |
| 地域計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 促進計画を策定予定の農業を担う者の要件確認 | 市町 | バンク法第19条第2項 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 将来において農用地等を利用する者（受け手）等の公告 | 市町 | 基盤法第19条 |
| 出し手・受け手への働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> 利用権の設定を予定した日の1年前に出し手・受け手へ通知 | 農業委員会 | 基盤法基本要綱第11の8（1） |
| 促進計画の案の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 現地調査（境界確認、管理状況等） 同意印の受領 貸借期間、借賃、その他条件の確認・調整 添付書類（口座情報等）の取得 契約会の開催（案内通知、会場準備等） | 市町（業務委託（JA）） ※農地バンクは作成支援 | バンク法第19条第2項 |
| 促進計画の決定 | <ul style="list-style-type: none"> 促進計画の要件確認、県への申請 | 農地バンク | バンク法第18条 |
| 促進計画の認可・公告 | <ul style="list-style-type: none"> 促進計画の認可、公告 | 県 | バンク法第18条第7項 |
| 促進計画の変更・解約 | <ul style="list-style-type: none"> 促進計画内容の変更、解約に関する相談 | 窓口： 市町（業務委託（JA）） 市の対応相談： 農地バンク | バンク法第19条 |

(3) 実務分担② (農業委員会からの要請に基づく農用地利用集積等促進計画の策定)

| 項目 | 内容 | 取組主体 | 関係法令 |
|------------|---|---|------------------|
| 農業委員会からの要請 | <ul style="list-style-type: none"> ・地元調整、出し手・受け手の調整（両者の合意） ・現地調査（境界確認、管理状況等） ・貸借期間、借賃、その他条件の確認・調整 ・添付書類（口座情報等）の取得 | 農業委員会 | バンク法第 18 条第 11 項 |
| 促進計画の案の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・同意印の受領 | 市町 (業務委託 (JA)) ※農地バンクは作成支援 | バンク法第 19 条第 2 項 |
| 促進計画の決定 | 促進計画の案の要件確認、県への申請 | 農地バンク | バンク法第 18 条 |
| 促進計画の認可・公告 | 促進計画の認可、公告 | 県・市町 (県から権限移譲済の場合) | バンク法第 18 条第 7 項 |
| 促進計画の変更・解約 | 促進計画内容の変更、解約に関する相談 | 窓口： 市町 (業務委託 (JA)) 市の対応相談： 農地バンク | バンク法第 19 条 |

※促進計画とは、「農用地利用集積等促進計画」を示す。

(4) 農用地利用集積等促進計画の設定に関する通知

| 項目 | 内容 | 取組主体 | 関係法令 |
|-------------------------------|---|-------|------------------------------|
| 農地所有者、受け手候補者への通知 (満期通知を含む) | 利用権の設定等を予定した日（地域計画の公告日等から起算）の 1 年前の日が到来した場合に、農地所有者、受け手候補者への通知 | 農業委員会 | 基盤法第 21 条 基盤法基本要綱第 11 の 8 |